

## 従前地分筆申請要領

### 1. 事前相談（様式1）

申請前にどのように仮換地を分割するのかを検討して、その画地形状、面積、所有者を決めてください。

その案をもとに、画地分割の可否を回答します。

画地分割可であれば、その後、換地分割に伴う従前地分筆に関する資料・図面等を作成し申請を行なっていただきます。

代理人の場合は、委任状を提出してください。

### 2. 申請（様式2）

- ・申請に関する費用（各種計算書及び図面の修正等も含む）については、全て申請者負担にて行なっていただきます。
- ・申請は従前地の権利者全員及び仮換地分割後の所有者全員で行なっていただきます。
- ・従前地の土地所有者及び分割後の土地所有者全員の印鑑証明書、実印の押印。
- ・従前地の最新の登記簿謄本の提出が必要となります。
- ・代理人の場合は、委任状を提出してください。

### 3. 申請書添付書類

#### （様式1）

- ・仮換地分割案
- ・案内図
- ・公図
- ・土地登記簿
- ・代理人による場合、委任状

#### （様式2）

- ・印鑑証明書
- ・仮換地指定図
- ・地積測量図（2部）
  - ※申請書に添付するものとは別に、法務局申請用に使用するものは綴じないで提出すること。
  - ※地積測量図には現況公図調整図を基に作成されたことを確認した旨の証明をするため、スペース（縦4cm、横12cm）を設けること。
- ・代理人による場合、委任状
- ・整理後各筆計算書（分割前・分割後）
- ・仮換地分割図（座標及び求積表の入ったもの）
- ・座標算定図（従前地を分筆するため、図上で設けた座標を記載したもの）

(様式3)

- ・土地登記簿
  - ・印鑑証明書（様式2号の申請者と同じ場合は添付不要）
  - ・公図
  - ・代理人による場合、委任状
- ※その他（必要がある場合に書類、資料等の提出を求めることがあります。）

4. その他

- ・分割する仮換地の評価については面積按分とし、従前地の分割方法については仮換地の評価指数按分となります。

5. 申請先

野中地区

〒349-1193

加須市北下新井1679番地1

大利根総合支所 農政建設課

TEL 0480-72-2115